



まだ梅雨も明けず、豪雨と竜巻で夏を迎えるました。「天下分け目」「政権選択」の総選挙もあり、今夏は大変です。そんな中、先日ある住宅メーカー協力会の安全大会の講演依頼があり、130人程の参加者を前に「①労災保険と②建設業許可」についてお話をさせて頂きました。当事務所の社労士と行政書士が分担しての1時間でしたが、最後まで熱心にお聞き頂き感謝しております。

「こんな助成金が本当にあっていいんだろか…お陰で毎日々残業々…」とある職安の職員が愚痴をこぼします。当豆ニュース3月号でお知らせした中小企業緊急雇用安定助成金(中安金)の事ですが解雇等をしない場合、休業時の賃金の80%→90%を国がみるよう拡充されました。要件は①最初の計画届提出月以前6ヶ月の平均労働者数と比べて8割以上雇用②中安金を貰う期間とその直前6ヶ月間に解雇等がない…の2つ

### **労災保険と建設業許可の動向 安全大会130名前に講演!**



### **職安の職員も賃金9割補助の音を上げた!? 貸金9割助成金**

ります。できるだけ分かり易く…という観点で①は労基法に定めた災害時の事業主の補償義務を肩代わりしたもので、自賠責と同じ強制保険である事、事業主も所定の方法で特別加入できる事②は最近、建設

業法違反で摘発されるケースが増えている事例を交えてその概略をお話しました。業界の一部から「新規の許可を3~5年間凍結せよ」(全国建産連・田村相談役)との意見が出ており、今後の行政の対応も気になります。大変な時代こそ勉強が大切ですね。

です。元々の中安金の要件は①最近3ヶ月の売上が直前3ヶ月か前年同期と比べて5%以上減少(直前決算が赤字の時は5%未満可)②実施する休業等が労使協定に基づく…ですが、中安金の前からあった雇用調整助成金では休業時以外に残業した場合、その分

を休業から差引いていたものを、しないといった条件緩和もされた結果、申請企業が急増しました。職安の嘆きは「残業時間=最悪は厚労省」の証明です。

